

児童クラブ負担金の納付について

●負担金が未納となった場合

- ① 負担金のお支払いが期日を過ぎても確認できない場合、督促状を送付します。
- ② 督促状の送付後においても、負担金のお支払いが確認できない場合、月ごとに利用停止措置・退所措置を講じます。児童クラブを利用することができなくなりますので、必ず期日までに負担金をお支払いください。
- ③ 繰り返しの納付依頼にも関わらず負担金のお支払いがされない場合、申請の際に申出をいただいている方においては、児童手当からの天引きによる充当をさせていただく場合があります。
※公務員の方が児童手当の受給者となっている場合は申出ができませんのでご承知おきください。

●負担金の納付は、以下の手順で行います。

【例：4月の負担金の未納が発生した場合】

口座引き落とし・納付書払い納付期限

〈4月30日〉



引き落とし不可・未納の場合

1. 督促状・納付書を送付



引き落とし完了・納付済の場合

納付完了

※納付書支払いの方は送付済の納付書を使用

〈5月5日頃〉



2. 電話での納付催促

〈5月20日頃〉



5月26日頃に子育て支援課で支払いが確認できない

3. 「児童手当からの児童手当に係る放課後児童クラブ負担金の徴収等に関する申出書」
(天引き支払い申出書)の署名を

している

していない

4. 直近の児童手当から天引き支払い
(6月1日からもクラブ利用継続可能)

月末までに子育て支援課で支払いが
確認できなければ6月1日から利用停止・退所措置実施

- 原則口座振替・納付書での納付となります。未納が発生しないよう、指定期限内に負担金を納付してください。